

○紀州鷹場御用（御用鰻）【会田家文書No. 5473】

【書き下し文】

（包紙）

「紀州御鷹場

紀州

添書 会田平左衛門

御用

「

覚

紀州

一御用鰻籠二入

右者今十八日紀州

御鷹場内大門宿

差立、江戸赤坂

紀州御屋形迄飛脚

差遣候、若道中筋

差支之儀も有之候

ハ、於其所差支不

相成様、宜敷取計

可給候、以上

紀州

辰九月十八日

会田平左衛門 印

従大門宿

江戸赤坂迄

宿村

江戸赤坂迄

役人中

○紀州鷹場御用（御用鰻）【会田家文書No. 5 4 7 3】

【読み下し文】

（包紙）

「 紀州御鷹場

紀州

添書 会田平左衛門

御用

覚

紀州

一御用鰻 籠二入

右は今十八日紀州

御鷹場内大門宿

差し立て、江戸赤坂

紀州御屋形迄飛脚

差し遣し候、若し道中筋

差し支えの儀もこれ有り候

わば、其の所に於いて差し支え

相成ざる様、宜敷取り計らい

給うべく候、以上

紀州

辰九月十八日 会田平左衛門 印

大門宿より
江戸赤坂迄

宿村 町々
役人中